中野区地域スポーツクラブ公認クラブの設立・運営に関する規約

（趣旨）

第１条

中野区スポーツ・コミュニティプラザ地域スポーツクラブ公認クラブ（以下、「公認クラブ」という。）の設立、運営に係る規定は本規約によるものとする。

（設立・申請）

第２条

公認クラブは、中野区地域スポーツクラブ理事会（以下、「理事会」という。）の承認を条件として設立されるものとし、承認を受けることのできるクラブは各スポーツ・コミュニティプラザについて、原則としてそれぞれ４団体までとする。ただし、障害者スポーツやユニバーサルスポーツ、部活動支援、指導者育成を積極的に推進する団体については、４団体を超えて承認する場合がある。

２　公認クラブは、１８歳以上の代表１名、副代表１名以上、会計１名以上を選任するものとする。

３　公認クラブになろうとする団体の代表は、（１）から（９）に掲げる事項を定めた会則を作成するものとする。

（１）名称

（２）目的

（３）代表、副代表及び会計の任期並びに選任方法に関する事項

（４）会則の改廃等に関する事項

（５）入会資格または制限に関する事項

（６）入会金・会費等に関する事項

（７）予算・決算に関する事項

（８）活動中に発生する事故や怪我への対応方法に関する事項

（９）その他、公認クラブの活動に必要な事項

４　公認クラブの活動拠点は、中野区スポーツ・コミュニティプラザ（中部・南部・鷺宮（中野区立鷺宮運動広場含む））とする。

５　公認クラブになろうとする団体の代表は、「地域スポーツクラブ公認クラブ登録申請書」及び「構成員名簿」に必要事項を記入し、中野区地域スポーツクラブに対し申請する。

６　前項に定める申請時に、公認クラブとしての年間活動計画及び予算書を書面にて、中野区地域スポーツクラブに提出をすることとする。

７　公認クラブの設立申請をする場合は、原則として申請時点で、中野区地域スポーツクラブ団体会員（以下、「団体会員」と言う。）登録をしている団体でなければならない。

８　公認クラブの構成員は、１０名以上とし、構成員の全てが小学生以上であり、構成員の７割以上が中野区在住、在勤、在学であることとする。

９　公認クラブ名称に地域スポーツクラブの愛称（Ｎａｋａｔｃｈ）を用いることとする。

10　公認クラブが、地域スポーツクラブ団体会員登録を解除、または期間満了等により失効した場合、並びにクラブの構成員割合が前項で規定する割合を下回った場合は、公認クラブとしての権利等も同様に失効するものとする。

11　理事会は、申請された公認クラブが本規約に適合し、かつ、地域スポーツクラブ公認クラブとして相応しいと判断するときは、設立を許可する。

12　理事会は、申請された地域スポーツクラブ団体会員の代表に審査の結果を通知する。

13　公認クラブとして理事会の承認を受けた団体は、原則として、承認の日から２年間公認クラブとしての権利を有する。

（活動）
第３条
　公認クラブの活動は、地域スポーツクラブ会員等が広く参加できるような活動とする。
２　公認クラブの代表は、中野区地域スポーツクラブ（中部・南部・鷺宮）の運営委員会委員として参加することとする。なお、参加する運営委員会は、第２条第４項で定める活動拠点の運営委員会とする。
３　公認クラブの構成員は、地域スポーツクラブが実施する事業に積極的に参加する。
４　公認クラブは、中野区スポーツ・コミュニティプラザ及び中野区立鷺宮運動広場の施設について、月５枠を限度として優先的に確保することができるものとする。ただし、既に他の教室・講座や区の事業等がある場合の枠を除くものとし、月２枠以上は必ず使用しなくてはならない。
５　公認クラブは、年に１回以上、大会や発表会等を中野区地域スポーツクラブ事務局と協力の上、開催すること。
６　公認クラブの活動に必要な道具や器具は、中野区地域スポーツクラブと協議の上、中野区スポーツ・コミュニティプラザの施設内に期限を定めて保管することができる。ただし、当該保管する道具及び器具の管理責任においては、公認クラブが負うものとする。
７　公認クラブは、活動中に事故や緊急事態が発生した場合に備え、活動内容に応じた安全管理に努めるものとする。また、参加者には各自の責任において、必要に応じて保険等の加入を検討するよう案内することとし、クラブとして保険に加入する場合は、その内容を把握し、適切に管理すること。
（入会金・会費等）
第４条
　公認クラブの入会金、会費及びその他の活動に伴う費用は、公認クラブにおいて定めるものとする。
２　入会金及び会費の変更は、公認クラブ内の多数決で決定し、理事会の承認を受けなければならない。
（予算・決算）
第５条
　公認クラブの代表は、中野区地域スポーツクラブが指定した日までに、毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間における予算書及び当該年度の活動計画書を中野区地域スポーツクラブへ提出しなければならない。
２　公認クラブの代表は、中野区地域スポーツクラブが指定した日までに毎年４月１日から翌年３月３１日までの期間における決算書及び当該年度の活動報告書を中野区地域スポーツクラブへ提出しなければならない。
３　前項のほか、中野区または中野区地域スポーツクラブから要請があった場合は、予算決算に係る必要資料等を随時提出すること。
（承認の取消し）
第６条
　公認クラブになろうとする団体は、理事会による公認クラブの承認を受けた後、次の各号の規定に該当するに至ったときは、承認を取り消すものとする。
（１）申請時に提出した書類に虚偽の申請事項があったとき。
（２）第３条第１項から第５項に掲げる活動を行わないとき。
（３）前条第１項から第３項に掲げる書類等を提出しないとき。
（４）前号に掲げるもののほか、理事会で承認を取り消すものと認められる事由に該当するとき。
（危険負担）
第７条
　公認クラブは、その責任において活動を行うものとし、中野区及び中野区地域スポーツクラブに一切の負担をかけないこととする。
２　公認クラブの活動またはそれに関連したことにより、第三者から中野区または中野区地域スポーツクラブに対し損害賠償請求がなされた場合は、公認クラブにおいて解決にあたるものとし、もし中野区また

は中野区地域スポーツクラブが損害賠償を支払ったときは、中野区または中野区地域スポーツクラブは、公認クラブに対して補償をもとめることができる。

（運営費用負担）

第８条

公認クラブの活動に必要な費用は、公認クラブにおいて負担するものとする。

（その他）

第９条

本規約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、公認クラブと中野区及び中野区地域スポーツクラブで協議のうえ決定するものとする。